**奈良骨化症患者の会　会則**

C:\Users\尾関\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\BN22C7J5\MC900432419[1].wmf

C:\Users\尾関\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\SAHG2EV5\MC900308363[1].wmf

平成24年12月22日　一部改定

平成26年 6月 1日　一部改定

平成28年 5月 29日　一部改定

平成29年 5月 14日　一部改定

平成30年12月10日　一部改定

**奈良骨化症患者の会　会則**

（名称）

第１条　　本会の名称を奈良骨化症患者の会とする。

（事務局）

第２条　　本会の事務局は、当分の間代表の居住地とする。

（目的・活動）

第３条　　本会は、後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症、前縦靭帯骨化症など、脊柱靭帯骨化症全般に関する、患者、家族、介護者、賛助会員などが連携し、医療体制の確立および福祉の向上を

求め、社会啓発活動、会員相互の親睦、組織の充実を図ることを目的とする。

　特に、「不安」の解消に焦点をあて、当会主催の行事に力を入れ、QOL(生活の質)の向上を目指す。

（会員構成）

第４条　　本会の会員は次の通りとする。

　 １）一般会員　　　　 医師より脊柱靭帯骨化症と診断を受けた人

　　　　　　　　　　　　　　 その可能性のある人、家族、親戚、介護者など

　　　　　 ２）賛助会員　　　　 一般の方で会の趣旨、運営、活動に賛同し支援できる人

　　　　　 ３）特別会員(顧問)　 専門職資格者

（入会）

第５条　　本会に入会しようとする人は、入会申込書を代表に提出し、その承認を受けなければならない。

（会費納入）

第６条

１．会員は、以下に従って会費を納めなければならない。

　　　 １）一般会員　　　 年会費2,000円

　　　　 　　　　　　　　 平成26年度より3,000円

　　　 ２）賛助会員　　　 年会費2,000円

　　　　　　 　　　　　　　 　　平成26年度より3,000円

　　　　　 ３）特別会員　　　　 徴収しない

　　　　　※但し、前年度生計中心者及び本人が非課税の場合は、年会費を1,000円とする。

２.会費の納入は４月を原則とする。（振込手数料は会員負担）

３．会計年度の途中に入会する場合は、入会月より次年度の3月までの会費を月割りで納めるものとする。

（資格の喪失）

第７条　　会員は次の各号に該当するときは、その資格を失う。

１）退会したとき

２）除名されたとき

３）本会が解散したとき

（退会）

第８条　　会員が退会しようとするときは、退会願を代表に提出し、その年度までの会費を納めることとする。

（除名）

第９条　　会員が次の各号に該当するときは、除名をすることができる。

１）本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき

２）会則または総会の決議を無視する行為があったとき

３）著しく会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第１０条　退会した人または除名された人は、会員として一切の権利を失い、すでに納入した会費その他、本会の資産に対してなんら請求することはできない。

(役員)

第１１条　本会には次の役員を置く。

　　　　１）代　表　　１名

　　　　　 ２) 副代表 若干名

　　　　 　３）会　計　　１名

　　　　 　４）理　事　　若干名

　　　　 　５）監　事　　若干名

(役員の選任)

第１２条　役員は協議して決定する。

(役員の職務)

第１３条

1. 代表は本会を代表し、会務を統合する。

２．副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき、または欠けたときその職務を行う。

1. 会計は会の会計に関する職務を行う。
2. 理事は代表と共に、会の運営などについて協議する。

(役員の任期)

第１４条　役員の任期は１年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の解任)

第１５条　役員が次の各号に該当するときは、その役職を解任することができる。

1. 心身の故障の為、職務の執行に耐えられないと認められたとき
2. 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき

(会議)

第１７条

1. 会議は総会年１回、定例会は不定会とする。
2. 会議は代表が招集する。
3. 臨時総会、役員会は代表が必要と認めたときに招集する。
4. 総会は代表が議長を兼任及び指名し、進行する。

(総会の議決事項)

第18条　総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業報告及び収支決算
2. その他の重要事項

(総会の定足数)

第１９条

1. 会員は、それぞれ一票の評決権を有する。
2. 総会は、総会員の過半数の出席により議決できる。
3. 総会の議事は出席した会員の過半数を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決等)

第２０条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って評決し、または、他の出席会員に評決権の行使を委任することができる。

(事業年度)

第２１条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

(資産の構成)

第２２条　本会の資産は、会費、寄付金、及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第２３条　本会の資産は代表が管理し、日常の出入金は会計がこれを行う。

(経費の弁済など)

第２４条

1. 本会の経費は資産を以て弁済する。
2. 役員、会員が各種総会などの、会を代表して出席する場合の交通費、宿泊費などの会のために要した費用は、全額会より支払うものとする。
3. 会の運営上一般的に必要な経費（事務費、通信費、消耗品費）として認められるものは支払うものとする。
4. 当会が加盟する団体の会費は、会より支払うものとする。
5. 毎事業年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類)

第２５条

１．代表及び会計は毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

１）事業報告書

２）収支に関する決算書類

３）その他必要な付属書類

２．監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に提出しなければならない。

(会則の変更、補足事業)

第２６条　この会則は、総会において、出席会員の4分の3以上の議決を得れば、変更できることとする。なお、会に支障がない範囲において役員会で改定できることとする。補足事業に関しては年度末(1～3月)に役員会にて検討することとする。

(解散)

第２７条　本会の解散は、会員の5分の4以上の賛成にて決定する。

(残余財産の処分)

第２８条　本会の解散による残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て決定し、NPO法人奈良難病連などにすべて寄付することとする。

(施行日)

第２９条　この会則は平成24(2012)年12月7日より施行することとする。

**奈良骨化症患者の会　出張経費・交通費・役務雑費支払規定**

(目的)

第１条　　この規定は、奈良骨化症患者の会の役員の出張旅費および交通費ならびに、その他経費に関する事項について定める。

(定義)

第２条

１．出張とは、出張者の自宅から100km(鉄道キロ数)以上での活動とする。区分は日帰り、宿泊 出張とする。

1. 出張旅費とは、出張に関わる関連費用を指し、内訳は①日当②宿泊料③交通費とする。
2. 交通費とは、会の活動における活動費をいう。
3. 役務雑費とは、役務を円滑に行うために必要なものの購入などに要する費用のことをいい、

例えば出張の際の手土産費用や、打ち合わせ時のお茶代など、あるいは会の正式行事である総会、例会などにおける茶菓子。飲料などの購入費用のことをいう。

(日当)

第３条　　日帰り出張は1,000円(昼食、他に充当)を支給する。宿泊出張の場合は、一日当たり2,500円(朝昼夕食、他に充当)までとし、領収書の金額を支払うものとする。

(宿泊)

第４条　　宿泊費は最高10,000円までとし、領収書の金額を支払うものとする。知人宅、親戚宅などに宿泊した場合は5,000円とする。

(交通費)

第５条　　会の役務に参加する場合の交通費については実費を支給する。役員でない場合であっても、会の役員と同等と認められた場合は支給する。但し、多くの会員参加する会の行事は役員を含めて支給しない。その他、代表が必要と認めた場合は支給する。

(自己所有車両の使用)

第６条　　自己所有車両を会の役務への参加のための交通手段、あるいは会の行事への荷物運搬手段として使用する場合は、次の通りにする。

1. ガソリン代については走行キロ数語と10kmにつき200円支給する。

10km未満の走行キロ数は切り上げて算出する。

1. 有料道路は実費支給する。
2. 駐車料金については、付近の最も安価な駐車場への駐車費用を支払う。
3. 事故・違反などについては、会は一切責任を負わないこととする。

(出費の原則)

第７条　　経費に関しては、常識の範囲内のものとしなければならない。

(支払基準)

第８条　　実費を支給する。

(疑義)

第９条 この規定について解釈上の疑義がある場合は、役員会あるいは総会にて決するものとする。

(施行日)

第10条　この規定は、平成24(2012)年12月7日より施行することにする。